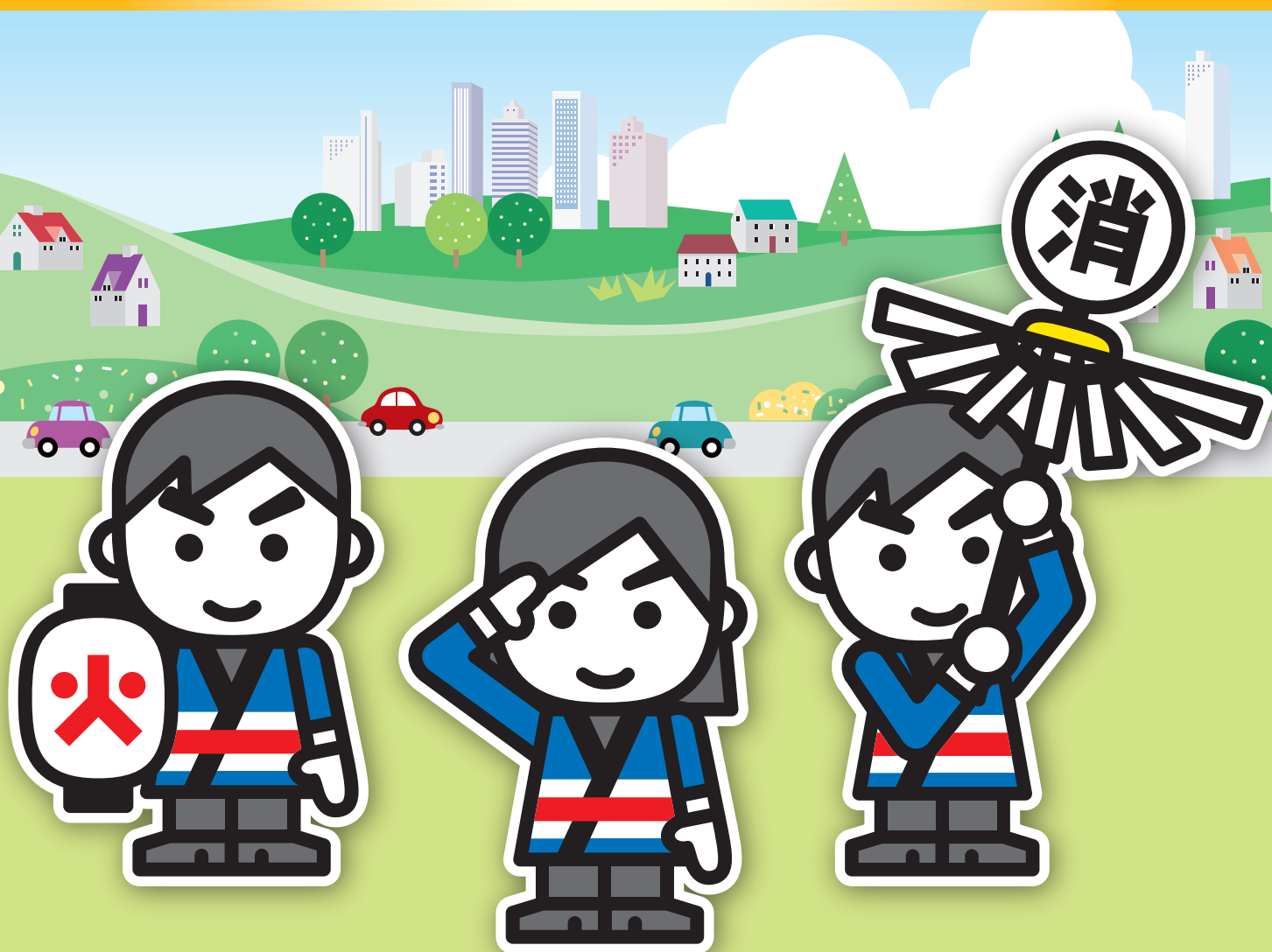


令和6年度版

消防団員等 福祉共済のしおり

ガイドライン



この福祉共済は、全国の消防団員・消防職員等のための福祉厚生制度です
消防団員・消防職員・家族をしっかりサポート

公益財団法人日本消防協会・都道府県消防協会

消防団員等福祉共済の これまで果たしてきた役割とこれからの運営について

この消防団員等福祉共済(以下「福祉共済」といいます。)は、昭和44年7月に消防団員福祉共済制度として発足し、今日まで名実ともに全国の消防団員等の相互扶助による共済制度として、特に消防団においては、ほとんどの団員が加入し、多くの実績を上げてまいりました。

そして、この福祉共済は、地域の安全安心を担っている消防団員等が安心して消防防災活動を行うことができるようにするための共済として、全国の消防団員、消防職員及び地域において自主的に防災活動を行う者等を対象に、非常に低廉な掛金で、加入者が死亡した場合や事故により負傷し、若しくは疾病により障害の状態に該当した場合等に補償を行い、さらに死亡又は障害が残った場合等が公務による場合は、弔慰金等の手厚い給付を行うなど充実した補償を行う共済です。また、加入者の健康増進事業や殉職消防団員等の慰霊祭の開催、消防資機材の交付等の加入促進事業など幅広い福祉増進事業を実施するなど消防団員等の福祉厚生等を図る総合的な共済として、消防活動の強化、地域防災の向上等を図るなど国民生活

の安全、社会公共の福祉の増進に貢献してまいりました。

このように自主共済として運営してきたこの福祉共済は、「保険業法等の一部を改正する法律」が施行(平成22年法律第51号、平成23年5月13日施行)されたことにより、基本的な共済内容に変更はありませんが、特定保険業として、行政庁(総務大臣)の認可を得て、平成26年4月1日から現在のように運営を行っているところであります。

この福祉共済は、年額掛金3,000円で、死亡時には遺族援護金や殉職の場合は弔慰金等の給付を行うほか、障害時、入院時にも共済金を給付するなど、充実した内容としておりますので、加入者の皆様に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

今後も、共済金給付はもとより、引き続き福祉増進事業を行い、消防団員等のための総合的な福祉共済として適切で健全な運営を行ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

消防団員等福祉共済の概要

この共済の基本的な事項は次のとおりです。

第1 この共済の趣旨及び目的(事業方法書第1条、契約約款序文)

この消防団員等福祉共済(以下「本共済」といいます。)は、公益財団法人日本消防協会(以下「本会」といいます。)が行う消防団員、消防職員及び地域において自主的に防災活動を行う者並びに都道府県消防協会、日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員(以下「消防団員等」といいます。)が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を守るとともに、消防団員等の福祉を増進し、消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする総合的な共済です。

第2 運営の主体

本共済は、保険業法の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項に基づいて、本会が行政庁である総務大臣の認可を得て運営を行っているものです。

第3 この共済の仕組み

消防団員等の皆様を被共済者とし、都道府県消防協会を契約相手方とする団体契約により、被共済者が死亡し又は障害を受けた場合等に、共済金を給付するほか、消防団員等の福祉を増進し、消防団員等の福祉厚生等を図る総合的な共済です。

第4 共済契約者の範囲(事業方法書第4条、契約約款第12条)

次の団体を対象として団体契約により共済契約を締結します。

- (1) 都道府県消防協会
- (2) 公益財団法人日本消防協会
- (3) 生活協同組合全日本消防人共済会
- (4) 公益財団法人消防育英会

第5 加入の対象及び範囲(事業方法書第5条、契約約款第1条)

加入の対象者は、次の消防団員等であれば、どなたでも加入できます。

- (1) 消防団員
- (2) 消防職員
- (3) 地域において自主的に防災活動を行う者
- (4) 都道府県消防協会の役職員
- (5) 日本消防協会、全日本消防人共済会及び消防育英会の役職員

加入の範囲は次のとおりです。

- (1) 年齢は、80歳6か月未満の者。ただし、地域において自主的に防災活動を行う者は、年齢18歳以上80歳6か月未満の者とし、
- (2) 加入日の前日において健康である者。ただし、継続加入の場合は健康状態を問わないものとします。

第6 共済契約期間(事業方法書第6条、契約約款第14条)

本共済の共済期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。ただし、共済期間の途中で共済契約または加入した場合の最初の中途加入者の加入の共済期間は、共済契約または加入申込のあった翌月1日からその後に来る最初の3月31日までの期間とします。

第7 本共済の責任開始日及び契約日(契約約款第13条)

共済契約者から本会所定の様式による共済契約申込書による申し込みを本会が承諾した場合には、本会は、承諾日の翌月1日から共済契約の責任を負います。この本会の責任が開始される日を契約日とします。

福祉共済の給付種別と共済金額及び掛金

消防団員等が万が一死亡し又は障害を受けた場合等、その事由により次の給付種別の共済金額を給付します。

区 分	事 由	給 付 種 別				共 済 金 額 (円)	
死 亡	公務・公務外	遺族援護金				1,000,000	
	公 務	弔慰金				23,000,000	
		弔慰救済金	付 加 給 付	1号		10,000,000	
				2号		7,000,000	
				3号		5,000,000	
		保育援護金				1人 250,000	
重 度 障 害 （ 障害の等級 1級又は2級 ）	公務・公務外	生活援護金				1,000,000	
	公 務	重度障害見舞金				23,000,000	
		見舞金	付 加 給 付	1号		6,000,000	
				2号		4,500,000	
				3号		2,500,000	
		保育援護金				1人 250,000	
障 害 （ 障害の等級 3級～12級 ）	公務・公務外	障害見舞金	3級又は4級		500,000		
			5級又は6級		300,000		
			7級又は8級		180,000		
			9級又は10級		90,000		
			11級又は12級		60,000		
	公 務	見舞金	付 加 給 付	3 級 ～ 6 級	1号	750,000	
					2号	750,000	
					3号	500,000	
				7 級 ～ 9 級	1号	500,000	
					2号	500,000	
					3号	400,000	
入 院	公務・公務外	入院見舞金（120日限度）7日以上の入院で1日あたり				1日 1,500	

(注) 生活援護金、障害見舞金の障害等級においては「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令 別表第二」に定める障害の等級を準用しておりますので、請求時にはその判断根拠を示した「障害等級の決定について (通知)」(日本消防協会ホームページ <https://www.nissho.or.jp/2019/03/2019fukushiyoushiki-shiori.html>) をご参照ください。

掛金は、一人年間一律3,000円です。

途中加入の場合は、加入月により次のとおりとなります。

加入月日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日
掛金(円)	3,000	2,750	2,500	2,250	2,000

加入月日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
掛金(円)	1,750	1,500	1,250	1,000	750

その他の基本的な事項は次のとおりです。

第8 返戻金（事業方法書第24条）

本会は、第6に記載する共済期間毎に収支計算を行い、収支差額が生じる見込みがある場合は、その収支差額の範囲内において、払込掛金に応じた金額を返戻金として返戻します。

第9 福祉増進事業（事業方法書第25条、契約約款第30条）

本共済は、第3に記載する、被共済者が死亡し又は障害を受けた場合等に、共済金を給付する場合のほか、加入者である消防団員等の福祉の増進と本共済の健全な運営を図るため、次に定める福祉増進事業を行うことができることとしています。

- (1) 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- (2) 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- (3) 殉職消防団員等の慰霊祭の事業
- (4) 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業
- (5) 都道府県消防協会が行う前各号に記載する事業に対する助成

第10 福祉共済事業等運営委員会（事業方法書第28条）

本会は、本共済事業の運営その他消防団員等の福祉の増進に係る重要事項について、本会において別に定める日本消防協

会福祉共済事業等運営委員会規程に基づく同委員会において審議を行うこととしています。

第11 消防団員等福祉増進事業積立金（事業方法書第31条）

本会は、毎事業年度末の収支決算において、本共済の福祉増進事業の安定的な運営を図ることを目的として、消防団員等福祉増進事業積立金の積み立てができることとしており、そのうえで、この積立金は消防団員等の福祉の増進に資する事業に充てるため取り崩しができるものとしています。

第12 共済契約者に対する調査等（事業方法書第26条）

本会は、第4に規定する共済契約者に対して、加入者からの掛金の収受又は加入者に対する共済金の払込その他共済契約約款に定められた事務の遂行について、いつでも報告を求め又は調査することができるものとしています。

第13 管轄裁判所（契約約款第32条）

本共済契約における共済金の請求その他本共済に関する一切の訴訟については、本会の主たる事務所の所在地または共済金の受取人の住所を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

消防団員等福祉共済の重要事項等説明書

本共済の加入及び契約に際して、特にご確認いただきたい事項や、共済金をお支払いできない場合などご注意いただきたい事項などもありますので、これらを「重要事項等」として記載しました。

1 共済契約の手続きに関すること

第1 共済契約の締結の手続き（事業方法書第8条）

- 1 本会は、本会の共済契約者になろうとする者に対し、本共済の重要事項を記載した書面をもって本共済契約の内容の説明を行って、契約の意向の確認を行い、共済契約者は、所定の様式による共済契約申込書（以下「契約申込書」という。）に所定事項を記入し、加入者名簿を添付し記名押印のうえで、これを本会に提出するものとします。
- 2 前項による契約申込書に添付する加入者名簿は、消防団員、消防職員が所属する消防団、消防本部等（以下「消防団等」という。）毎に、消防団員、消防職員の全員が加入する場合（以下「全員加入の場合」という。）は加入者名簿を省略することができるものとします。
- 3 本会は、第1項の共済契約の申込みを承諾した場合、承諾日の翌月1日（ただし、承諾日が1日の場合はその当日。以下、「責任開始日」という。）から共済契約上の責任を負うものとし、共済契約者からの求めに応じ、共済証書を作成し、遅滞なくこれを共済契約者に交付します。
- 4 本会は、前項の共済契約申込みを承諾しない場合、その旨を遅滞なく共済契約者を經由して加入者に通知します。この場合において、掛金が既に払い込まれているときは、遅滞なくその全額を共済契約者を經由して加入者に返還します。

第2 契約申込書の記載事項（事業方法書第17条）

共済契約者は、共済契約申込書には、所定の様式により次の各号に掲げる事項を記載します。（1）申込年月日 （2）申込団体名及び住所 （3）加入申込消防団、消防本部等、自主防災隊等及び都道府県消防協会等（以下「加入申込消防団等」という。）の区分、加入申込件数、加入申込者数及び掛金額 （4）共済金の受取人 （5）共済の給付内容及び共済金 （6）共済期間の始期及び終期 （7）共済金の支払方法

第3 共済証書の記載事項（事業方法書第18条、契約約款第15条）

本会は、共済契約を締結した場合、次の各号に定める事項を記載した共済証書を共済契約者に交付します。（1）本会の住所及び名称 （2）共済契約者名 （3）加入申込消防団、消防本部、自主防災隊等及び都道府県消防協会等名 （4）共済金の受取人 （5）共済の給付内容及び共済金 （6）共済期間の始期及び終期 （7）掛金の払込方法 （8）共済金の支払方法 （9）共済契約を締結した日 （10）共済証書を作成した日

第4 脱退と補充加入（事業方法書第9条）

- 1 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもって本会から脱退することとなります。この場合、すでに振り込まれた掛金は返還しないものとします。（1）加入者の年齢が80歳6か月に達したとき （2）加入者が死亡し、又は重度障害の状態のとき （3）加入者が退団、退職又は除隊したとき
- 2 前項の規定により加入者が脱退したとき、この者に代わって補充加入する場合は、補充加入者のかかる所定の掛金は払込を要します。
- 3 1の第1の2に記載する全員加入の場合、前項により脱退した加入者の後任と

して消防団員、消防職員となった者は、当該退団、退職又は除隊者に代わって補充加入することができるものとします。ただし、この場合、当該補充加入者は残存共済期間について掛金の払込みを要しません。

第5 被共済者の同意の確認（事業方法書第10条）

共済契約者から共済契約の申込みを受けるにあたり、本共済に加入しようとする者（以下「加入予定者」といいます。）に対して、本会から又は共済契約者を通して、本共済の重要事項を記載した書面又はその他の適切な方法により本共済契約の内容の説明を行い、加入予定者に、本共済への加入に同意する旨の文書を提出させ、又は、消防団等、自主防災隊等又は都道府県消防協会等において、その加入予定者が本共済への加入に同意する旨は代表者が加入予定者を代表して表示することについてその加入予定者が合意した場合には、その加入予定者の同意について、所定の様式による共済契約加入申込書にその代表者等の記名押印をしていただくことにより加入予定者の同意の確認を行います。

第6 掛金の払込（事業方法書第13条、契約約款第17条）

- 1 共済契約者は、本会に対し概要の第6に記載する共済期間開始日の前月末日までに、掛金を本会の指定口座に払込まなければなりません。
- 2 本会は、共済契約の掛金を領収した場合、掛金領収書の発行を省略します。ただし、共済契約者又は加入者から請求があった場合には、掛金領収書を発行することとします。

第7 共済契約者の共済契約申込み及び掛金払込みの猶予期間と共済契約の失効（契約約款第18条）

- 1 本共済の共済契約者が1の第1に記載する共済契約の締結の手続き及び1の第6に記載する掛金の払込みを行う場合、共済契約申込み及び掛金の払込期月の翌月1日から翌々々々月末日までを猶予期間とします。また、概要の第6のただし書きに記載する途中加入の場合の共済契約申込み及び掛金の払込みについては、共済契約申込み及び掛金払込期月の翌月末日までを猶予期間とします。
- 2 前項に記載する猶予期間中に共済契約申込み及び掛金が払い込まれないときは、本共済契約及び加入者の加入は、猶予期間満了日の翌日にその効力を失いますのでご注意ください。

第8 猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合（契約約款第19条）

- 1 1の第7に記載する猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合、猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込み及び掛金の払込みのあったことを確認してから共済金を支払います。
- 2 前項による共済金の支払期間は、3の第1に記載する共済金の請求に必要な書類が、猶予期間中の共済契約者からの共済契約申込み及び掛金の払込みがある前に本会に到着している場合は、掛金の払込みがあった日を請求日として準用して取り扱います。
- 3 1の第7に記載する猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込み及び掛金の払込みがなかった場合、共済金の請求はなかったものとして共済金の請求に必要な書類は共済契約者に返却しますのでご注意ください。

第9 クーリング・オフ（事業方法書第21条）

- 1 本会に対して共済契約又は加入の申込みをした者（以下「申込者」という。）は、共済契約又は加入の申込みをした日と共済契約又加入申込みの撤回又は解除（以下、この条において「クーリング・オフ」という。）に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛に発信した書面によって、当該共済契約のクーリング・オフを行うことができます。
- 2 前項の申込者が発信する書面には、クーリング・オフを行わせる旨の意思表示、共済契約又は加入の申込みを行った年月日並びに申込者の団体名及び代表者名又は氏名、住所の記載及び記名押印を要します。
- 3 本会は、クーリング・オフが行われた共済契約に関し、掛金を収受しているときは、その全額をすみやかに申込者に返還します。

2 告知に関すること

第1 告知義務（契約約款第23条）

- 1 本会は、共済契約の締結に際し、共済金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、告知書等において本会が告知事項として質問することができます。
- 2 前項により、本会が告知事項として質問した場合、加入者は書面により告知することを要します。

第2 告知義務違反による解除又は解除ができない場合（契約約款第24条、第25条）

- 1 加入者が、2の第1に記載する本会が告知を求めた事項について、故意又は重大な過失により事実を告げなかったか又は事実でないことを告げた場合（以下「告知義務違反」という。）には、本会は、将来に向かって当該加入者の加入を解除することができます。
- 2 本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、告知義務違反がある場合は当該加入者の加入を解除することができます。この場合、本会は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったときは、本会は、共済金を支払います。
- 4 当該加入者の加入の解除は、当該共済契約者及び加入者に対する通知により行います。

- 5 本会は、第1項により、当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたとき、当該加入者に対して払込まれた掛金は返還しません。
- 6 本会は、次のいずれかの場合には、第1項に記載する告知義務違反による解除をすることができます。（1）本会が、共済契約の締結又は加入者の加入の際、解除の原因となる事実を知っていたとき又は過失により知らなかったとき（2）本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき（3）共済契約が更新され、契約日から起算して1年をこえて有効に継続したとき

- 第3 被共済者又は共済の目的の危険選択（事業方法書第7条）
- 本共済に係る共済契約の申込みに対する被共済者又は共済の目的の危険選択は、共済契約申込書及び本会が求めた場合の告知書に記載された内容に基づき、主として次の各号に定める事項の全部又は一部について行うものとします。（1）共済契約者及び被共済者が過去の共済金請求に際し、本会に対して詐欺行為等の不当な行為を行っていないこと（2）告知日現在における被共済者の健康状態（3）告知日以前の被共済者の傷病歴（4）その他本会による危険選択のために合理的に必要な事項

- 3 共済金の請求及び支払に関すること
- 第1 共済金の請求及び支払時期等（契約約款第27条）
- 1 共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者は加入者又は共済金の受取人からの通知に基づき、すみやかに本会に通知するものとします。
- 2 支払事由が生じた共済金の受取人は、本会が別に定める必要書類を共済契約者を經由して本会に提出して共済金を請求することを要します。
- 3 共済金は、前項の必要書類が本会に到着した日（以下、「請求日」といいます。）の月の翌月末までに、原則として共済契約者を經由して共済金の受取人に支払います。
- 4 本会は、共済金の支払のために確認が必要な次の各号の場合において、共済契約の締結から請求までの間に本会に提出された書類だけではその事項の確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、前項に規定する支払期限から起算して15日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認が必要な事項
1	共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める共済金の支払事由に該当する事実の有無
2	共済金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	共済金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無及び告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項又は共済契約者又は加入者もしくは共済金の受取人の共済契約締結の目的もしくは共済金の請求の意図に関する共済契約の締結時から共済金の請求時までにおける事実

- 5 前項の確認をするため、次の各号の事項についての特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、共済金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ各号に定める日数（複数の号に該当する場合であっても180日）を経過する日とします。

号	特別な照会又は調査の対象となる事項とその内容	日数
1	前項各号に定める事項についての弁護士法その他の法令にもとづく照会	180日
2	前項各号に定める事項を確認するための、専門機関による調査又は鑑定等の結果の照会	180日
3	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号に定める事項の確認のための調査	180日
4	前項各号に定める事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果又は調査結果の照会	180日
5	前項各号に定める事項についての日本国外における調査	180日

- 6 前2項の規定を適用する場合には、本会は、共済契約者を經由して共済金を請求した者に通知します。
- 7 第3項から第5項に定める支払期限をこえて共済金を支払う場合は、本会は、支払期限の翌日以降遅滞の責任を負い、遅延利息を共済金とあわせて支払います。
- 8 前項にかかわらず、第4項または第5項の確認等に際し、共済契約者又は加入者又は共済金の受取人が、正当な理由なくその確認等を妨げ、又はこれに応じなかったときは、本会は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

第2 共済金の受取人（契約約款第10条）

- 1 この共済契約の共済金の受取人は、加入者としします。ただし、この規定にかかわらず、加入者が死亡した場合の遺族援護金、弔慰金、弔慰救済金及び保育援護金の受取人は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条第3項に定める順位を準用し、次のとおりとします。（1）配偶者（2）子（3）父、母（4）孫（5）祖父母（6）兄弟姉妹
- 2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とします。
- 3 第1項及び第2項の規定により加入者が死亡した場合の遺族援護金、弔慰金及び弔慰救済金の受取人に同順位者が二人以上あるときは、その共済金は、その人数によって等分して支払います。

第3 共済金を支給できない場合（契約約款第9条）

- 本会は、次の各号に該当する場合には、共済金を支給しませんのでご注意ください。（1）加入者又は共済金受取人の故意又は重大な過失による場合（2）加入者の犯罪、違法行為又は死刑の執行による場合（3）加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故の場合（4）加入者の自殺又は自殺未遂による場合（5）戦争その他の変乱による場合

4 共済契約又は加入の無効又は取消等に関すること

第1 無効又は取消（事業方法書第16条）

- 1 共済契約者又は加入者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結または加入申込みを行ったときは、当該共済契約又は加入者の加入は無効とし、本会は、既に払い込まれた掛金を返還しません。
- 2 加入者は、共済契約への申込みの際して、加入者又は共済金の受取人に詐欺又は脅迫の行為があったときは、本会は、当該加入者の加入を取り消すことができるものとし、この場合、既に払い込まれた掛金は返還しません。

第2 共済契約の失効、消滅又は加入の解除（事業方法書第20条）

- 1 共済契約者が掛金を払い込み猶予期間満了日までに払い込まないときは、共済契約は猶予期間満了日の翌日をもって失効します。
- 2 共済期間中に加入者が死亡した場合のほか、共済契約の消滅又は加入者の加入の解除は、共済契約約款の定めるところによります。

第3 詐欺による取消（契約約款第21条）

- 共済契約への加入に際して、加入者又は共済金の受取人に詐欺の行為があったときは、当該加入者の加入を取り消すことができます。この場合、本会は、すでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

第4 不法取得目的による無効（契約約款第22条）

- 加入者が共済金を不法に取得する目的又は他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約へ加入したときは、当該加入者の加入は無効とします。この場合、本会はすでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

第5 重大事由による解除（契約約款第26条）

- 1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該共済契約又は加入者の加入を将来に向かって解除することができます。（1）共済契約者又は加入者が、この共済契約の共済金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合（2）共済金の受取人が、この共済契約の共済金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合（3）この共済契約の共済金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合（4）前3号に掲げるもののほか、共済金の受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの当該契約又は加入者の加入を解除することができます。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、共済金の支払を行いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- 3 本会は、第1項により、当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたとき、当該加入者に対して払込まれた掛金は返還しないものとします。
- 4 本条による解除は、共済契約者又は加入者に対する通知により行います。

第6 共済契約の消滅（契約約款第29条）

1 共済契約又は加入者の加入は次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもってその効力は失われます。

号	共済契約の消滅に該当する場合	消滅年月日
1	加入者の年齢が80歳6か月に達したとき	80歳6か月に達した日
2	加入者の死亡又は重度障害の状態のとき	加入者の死亡又は重度障害の等級の決定した日
3	加入者が退団、退職又は除隊したとき	加入者の退団、退職又は除隊した日
4	加入者の本会からの脱退	加入者が本会から脱退した日の属する月の末日
5	猶予期間の満了【共済契約の失効】（第18条関係）	猶予期間満了日
6	告知義務違反による解除（第24条関係）	告知義務違反による解除の通知の到達日
7	重大事由による共済契約又は加入の解除（第26条関係）	重大事由による解除の通知の到達日

2 前項による共済契約又は加入者の加入が消滅し、消滅した日以降の未経過掛金がある場合、その未経過掛金は本共済の収支に組み入れていることから返還しません。

5 異常危険準備金の取り崩し基準（事業方法書第29条、第30条）
本会は、本共済契約に基づく将来の債務を確実に、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額の限度額まで毎年度末を異常危険準備金として積み立てることとしており、その積立基準及び限度額は「掛金および責任準備金等の算出方法書」に記載しているとおりです。また、その取り崩し基準は、認可保険業者等に関する命令（平成23年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）第43条第7項に規定するところによるものとして定めています。

6 大災害等による共済金の削減支払（契約約款第11条）

1 地震、津波、噴火、風水害等の大災害等の発生によりこの契約約款に定める共済金を支払うことが困難と認められ、やむを得ない場合は、理事会の決議によって共済金を減額して支払うことがあります。

なお、本共済は、保険会社が破綻した場合等において保険契約の資金援助等により保険契約者の保護を図ることを目的としている保険契約者保護機構の対象とされていない共済です。

2 共済金を削減して支払うときは、本会は、共済契約者を通じて共済金の受取人に通知します。

7 掛金の増額又は共済金額の減額等（事業方法書第19条）

本会は、その業務又は財産の状況に照らして本共済の継続が困難になる蓋然性がある場合には、以下に定める手続きを行うことにより、共済契約の掛金を増額もしくは共済金額を減額すること（以下、この条において「契約条件の変更等」という。）ができることとしています。（1）契約条件の変更等につき理事会の決議を取得する。（2）前号に定める理事会の決議を取得した後、契約条件の変更等のために必要となる基礎書類（事業方法書、共済契約約款、掛金及び責任準備金等の算出方法書をいう。以下同じ。）の変更につき、主務官庁の認可を取得する。（3）前号に定める主務官庁の認可を取得後、契約条件の変更等につき、共済契約者を經由して加入者に通知する。

なお、共済契約者を經由して加入者に対する通知は、原則として契約条件の変更等の対象となる共済契約の共済期間満了日の2か月前までに行う。

8 時効（事業方法書第23条、契約約款第31条）

共済金、掛金の返還及びその他本共済に関連する一切の支払を請求する権利は、これらを行使用することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

9 個人情報の取扱い

本共済では、ご加入者様等よりご提供いただいた個人情報を共済金の給付以外の目的に利用いたしません。

ディスクロージャー
消防団員等福祉共済収支決算の状況

正味財産増減計算書 単位：百万円

勘定科目	令和4年度	令和3年度
経常増減の部		
経常収益		
受入共済金額	2,295	2,373
雑収益	17	17
支払備金戻入金	400	395
経常収益 計	2,712	2,785
経常費用		
支払共済金	1,377	989
福祉増進事業費	338	331
事務費等	493	486
返戻金	0	152
支払備金繰入	420	400
責任準備金積立	76	111
支払利息	8	0
経常費用 計	2,712	2,469
当期経常増減額	0	316
経常外増減の部		
経常外収益	1	1
経常外費用	0	275
当期経常外増減額	1	△274
当期一般正味財産増減額	1	42
一般正味財産期末残高	2,285	2,285

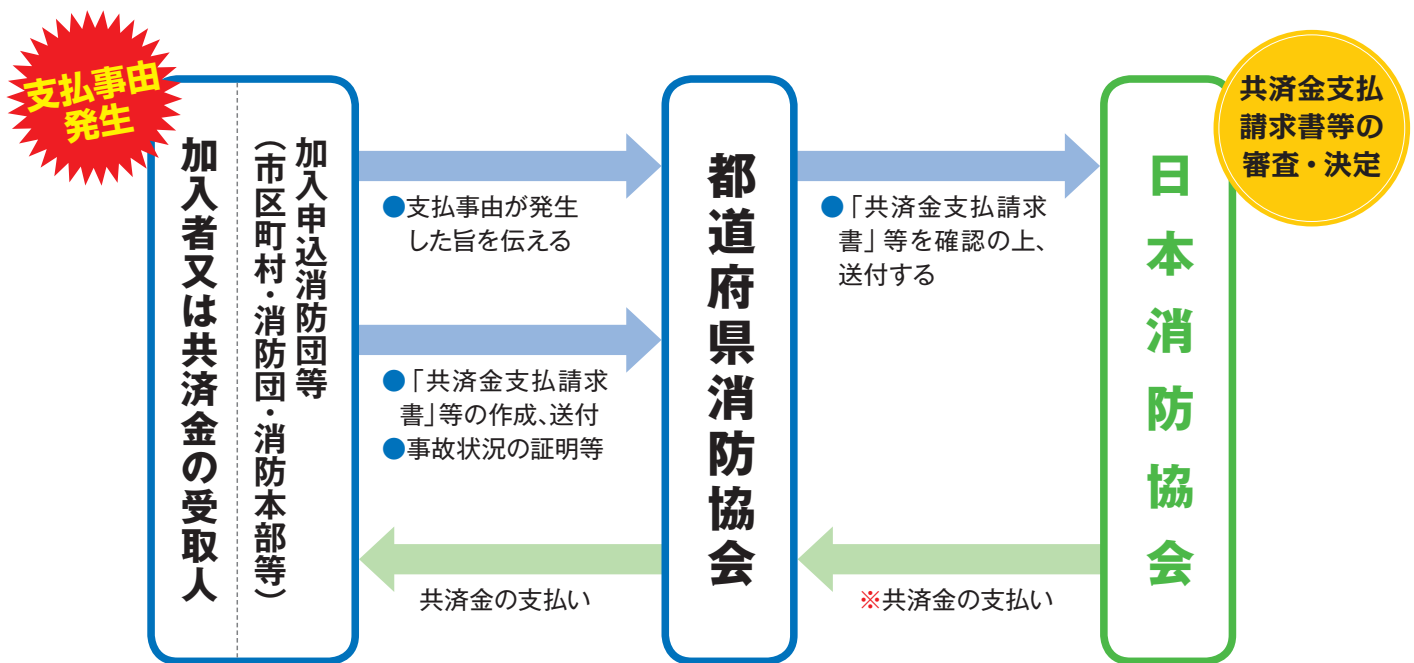
貸借対照表 単位：百万円

勘定科目	R5.3.31現在	R4.3.31現在
資産の部		
流動資産	1,503	1,769
固定資産		
責任準備金引当資産	4,376	4,300
その他積立資産	831	1,121
建設仮勘定（特定）	1,674	1,127
その他固定資産	2	1
固定資産 計	6,883	6,549
資産 合計	8,386	8,318
負債の部		
流動負債	540	511
固定負債		
責任準備金	4,376	4,300
長期借入金	1,184	1,222
固定負債 計	5,560	5,522
負債 合計	6,100	6,033
正味財産増減の部		
一般正味財産	2,286	2,285
負債及び正味財産増減の部	8,386	8,318

福祉共済加入者数

区分	令和4年度	令和3年度
消防団員	758,307人	784,052人
消防職員等	7,394人	7,701人
計	765,701人	791,753人

各種共済金のご請求・お支払いの流れ

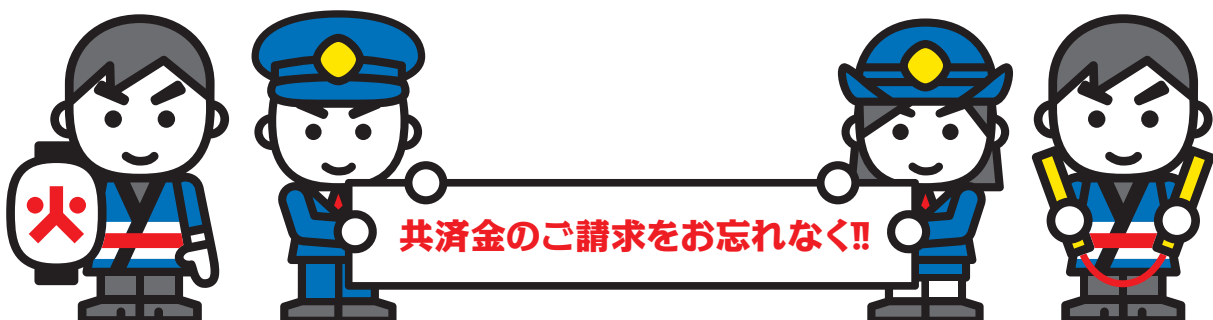


※公務により亡くなられた場合又は重度障害となられた場合の弔慰金又は重度障害見舞金等については、原則として日本消防協会から加入者又は共済金の受取人に直接お支払いすることとします。

【共済金の請求期限(時効)について】

遺族援護金等	加入者が亡くなった日の翌日から3年間
生活援護金 障害見舞金等	加入者が障害等級第1級から第12級までの状態に該当し、治った日(注)の翌日から3年間
入院見舞金	加入者が事故又は疾病を直接の原因として、その原因が発生した日から180日以内に病院又は診療所に7日以上入院し、退院した日の翌日、又は入院日数が120日を超えた日から3年間

(注)「治った日」とは原則として医学上一般に承認された治療方法によっては疾病に対する療養の効果を期待し得ない状態(療養の終了)となり、かつ残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる状態(症状の固定)に達した日を意味しています。





消防団員等福祉共済への加入申込み方法について

本共済への加入を希望される方は、この「消防団員等福祉共済のしおり」をよくお読みいただき、次の方法によりお申込みください。

1

本共済は、所属する消防団又は消防本部毎に、それぞれの所属の団員又は職員等の全員が加入される場合は、申込書への加入者名簿の添付を省略する簡易な手続きにより加入することができます。本共済への加入を希望されない方がいらっしゃる場合は、取りまとめを行っているそれぞれの市区町村又は消防本部の消防事務担当者等にお申し出ください。お申し出がない場合は、所属の団員又は職員等の全員が加入するものとして取り扱われます。

2

本共済に、個別に加入を希望される方は、それぞれの市区町村又は消防本部の消防事務担当者等にお申し出ください。所属する消防団又は消防本部毎に、取りまとめて申し込み手続きを行います。

3

この「消防団員等福祉共済のしおり」は、運営主体である公益財団法人日本消防協会のホームページにも詳しく掲載しておりますのでご確認ください。

公益財団法人日本消防協会

所在地 〒105-0021
東京都港区東新橋一丁目1番19号
ヤクルト本社ビル内

連絡先 TEL 03-6263-9746 (平日 9:00~17:30)
FAX 03-6263-9863

共済金請求等の各種書類は、下記のアドレスでダウンロード出来ます。

URL : <https://www.nissho.or.jp>

お問い合わせ先

各市区町村の消防事務担当者
消防本部消防団事務担当者
都道府県消防協会
日本消防協会福祉部



【移転のお知らせ】

令和6年9月上旬に〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号への移転を予定しております。確定しましたら上記ホームページ等でお知らせします。

都道府県消防協会問い合わせ先一覧

北海道	011-232-5202	滋賀	077-522-1965
青森	017-763-5333	京都	075-414-1165
岩手	019-654-3991	大阪	06-6937-8119
宮城	022-262-4333	兵庫	078-333-8073
秋田	018-867-7320	奈良	0742-22-1101
山形	023-624-7434	和歌山	073-423-8715
福島	024-522-5974	鳥取	0859-27-0825
茨城	029-244-6561	島根	0852-21-2166
栃木	028-666-5381	岡山	086-232-1366
群馬	027-220-1338	広島	082-843-4647
埼玉	048-549-2338	山口	083-924-8776
千葉	0436-37-1710	徳島	088-625-8342
東京	03-3212-4020	香川	087-832-3182
神奈川	045-201-1421	愛媛	089-921-8517
新潟	025-285-8767	高知	088-823-9044
富山	076-429-7690	福岡	092-271-1275
石川	076-267-2383	佐賀	0952-23-5322
福井	0776-20-0310	長崎	095-895-2146
山梨	055-273-9456	熊本	096-288-0105
長野	026-232-5319	大分	097-578-7981
岐阜	058-260-4339	宮崎	0985-22-4314
静岡	054-221-4119	鹿児島	0995-64-5401
愛知	052-951-1119	沖縄	098-863-2053
三重	059-224-2108		